

新型コロナウイルス感染防止にかかる対策について

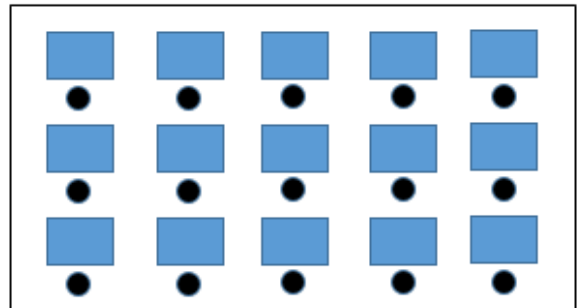
～ 小モデル（緊急事態宣言適用期間：4月25日より）～

1. 学校施設面における対策

(1) 教室

- ・ 2方向による換気を徹底する。（窓・出入口の開放・換気扇の使用）
- ・ エアコン使用時においても換気を徹底する。

4分の1窓を開けて換気を行う。もしくは、30分に1回を目処に換気を行う。



- ・ 原則、全員が前向きにテスト隊形で座席を配置する。その際、児童と児童座席を1m程度離す。
- ・ 体温計、除菌用アルコールセット、簡易救急セットを備え、検温を忘れた児童や軽微なケガの対応を行う。

※手指消毒用アルコールは置かない。石鹸等による手洗いの励行に努める。

(2) 特別教室

- ・ 蔓延防止等重点措置の適用が終わるまで、理科室・図工室・家庭科室を使用せず、専科教員が教室で授業を行う。
- ・ ミュージックルームや音楽室、視聴覚室を使用する際は、教室に入る前に手洗いやアルコール消毒をする。授業が終わって手洗い等をしてから教室に戻る。
- ・ 図書室については、本の貸出と返却のみ行います。図書室内で読書や読み聞かせは行わない。教室で読み聞かせを行う場合は、集まらせるのではなく、席に座らせ距離をとった上で行う。
- ・ 家庭科の授業でミシン実習をする場合は、半数の児童で家庭科室を利用する。その際、対面で座らない。

(3) 体育館・運動場

- ・ 体育館では、全ての窓とドアを全開して換気することで、「密閉」を防ぐとともに、児童にソーシャルディスタンスをとらせて「密集」を防ぐ。
- ・ 体育館のトイレは、使用しない。トイレに行く場合は指定されたトイレを使う。

(4) 職員室・事務室

- ・ 2方向による換気を徹底する。（窓・出入口の開放・換気扇の使用）
- ・ エアコン使用時においても換気を徹底する。
- ・ 教職員の感染防止のため、机の間に透明シートを設置する。
- ・ 職員室前の児童貸し出し用スリッパは消毒したものをボックスに入れて置く。使い終わったら、回収ボックスに入れて、消毒を行う。
- ・ 来客者等のスリッパは、消毒したものを靴箱に並べる。使用後はセルフで消毒し元の場所に戻していただく。基本的に保護者の方は、来賓用スリッパを使用しない。



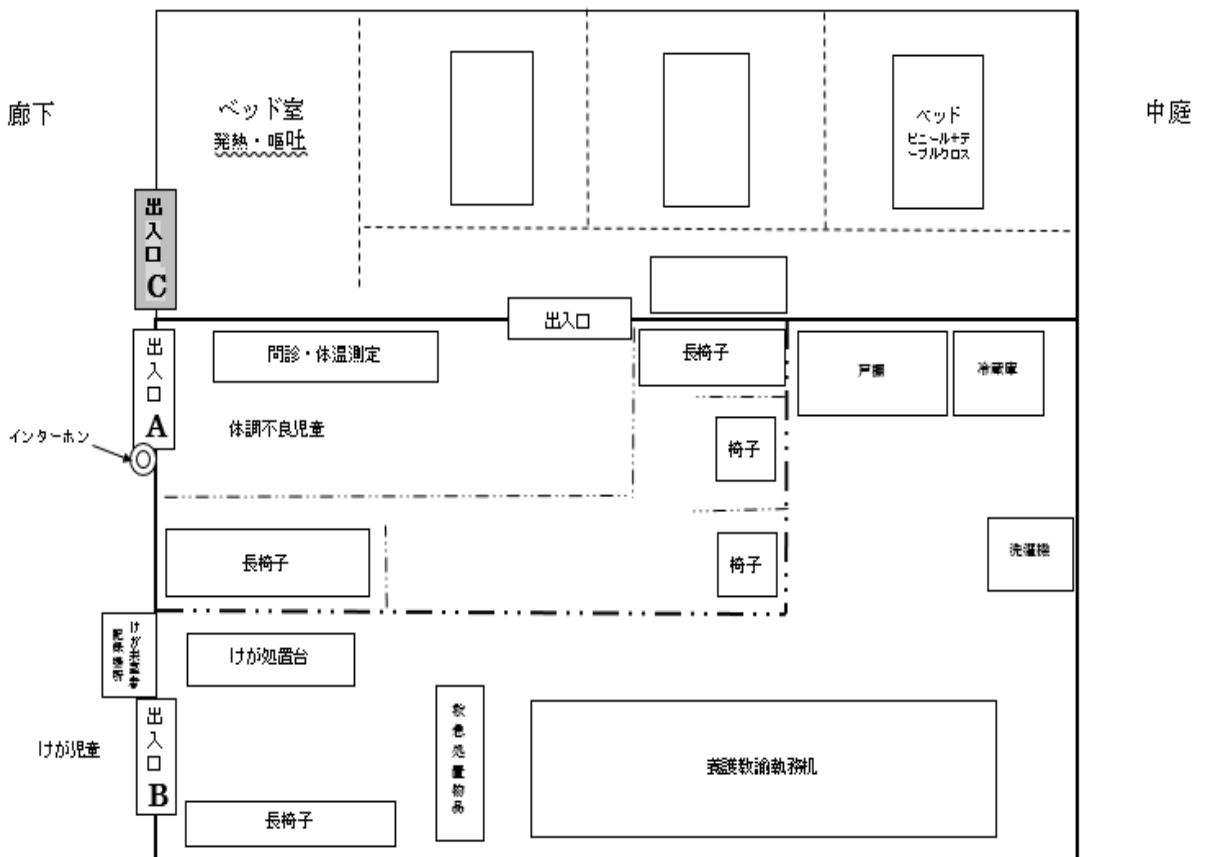
児童貸出し用スリッパ



来校者等貸出し用スリッパ

(5) 保健室

----- カーテン
 - - - - - 衝立



- ・ エアコン使用時においても2方向による換気を徹底する。(窓・出入口の開放・換気扇の使用)
- ・ 体調不良が入室する出入口Aとケガをした児童が入室する出入口Bに分ける。
- ・ 保健室の中もパーテーションで仕切り、体調不良対応スペースとケガ対応スペースに分ける。
- ・ 発熱・嘔吐の児童については、出入口Cを使用してベッドを利用させる。
- ・ 体調不良の出入口Aにテレビモニター付きインターホンを設置する。(引率教職員・保護者の方が使用)

【体調不良の児童】

○発熱や嘔吐がある場合 → そのままベッド室へ入りお迎えを待つ

○熱のない体調不良児童 → 保健室内の椅子や簡易ベッドで休養しお迎えを待つ



体調不良の児童の出入口



ケガをした児童の出入口



けがをした児童の対応スペース



発熱・嘔吐等の児童の出入口 (ベッド室)

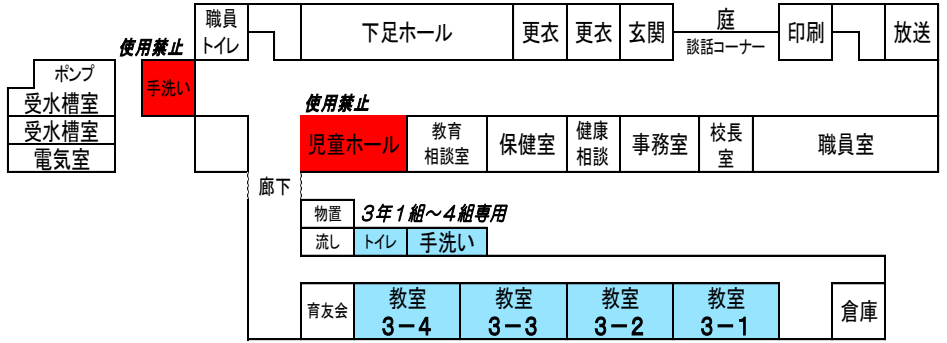
(6) トイレ・手洗い場

- ・ クラスや学年ごとに使用する手洗い場、トイレを指定しておき、指定された手洗い場、トイレ以外は使用しない。

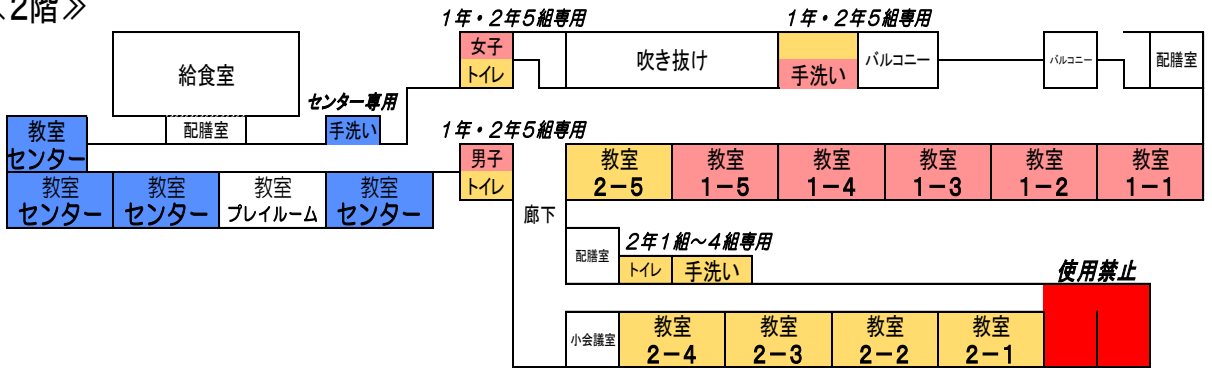
使用場所	学年	使用場所	学年
北館2階トイレ・中央手洗い場	1年・2年5組	南館1階トイレ・手洗い場	3年1組～4組
北館2階西手洗い場	センター	南館2階トイレ・手洗い場	2年1組～4組
北館3階トイレ	4・5年	南館3階トイレ・手洗い場	3年5組・6組
北館3階中央手洗い場	5年		
北館3階西手洗い場	4年	南館4階トイレ	使用不可
北館4階トイレ	6年・4年6組	プレハブトイレ	使用不可(育友会)
北館中央手洗い場	6年	体育館トイレ	使用不可(社会体育)
北館4階西手洗い場	4年6組	北館1階手洗い場	使用不可

【 宝塚第一小学校 教室配置図 】

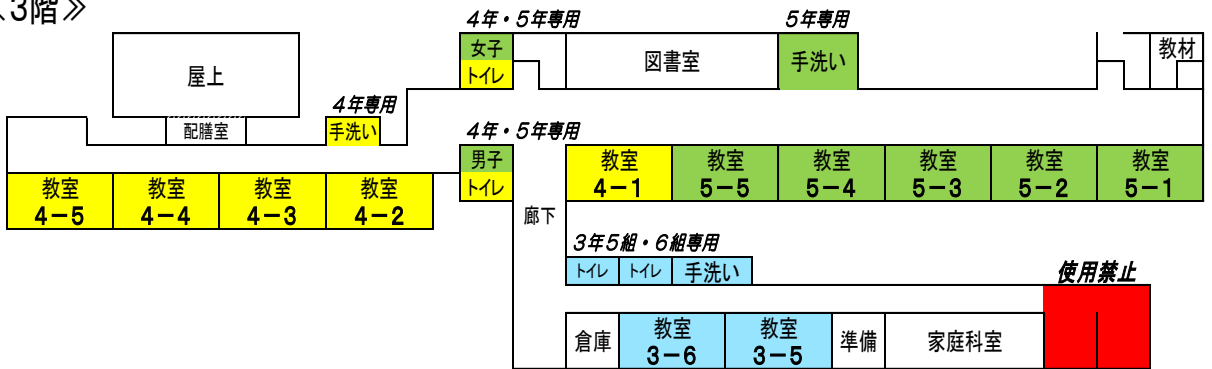
≪1階≫



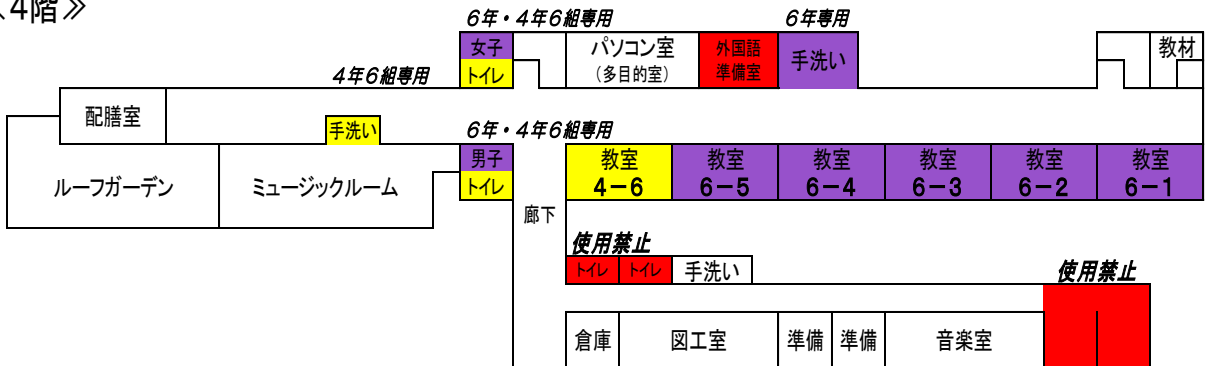
≪2階≫



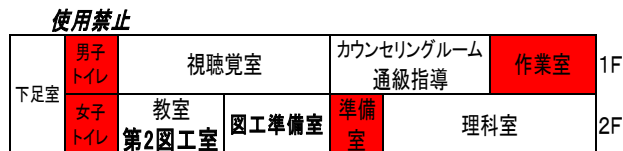
≪3階≫



≪4階≫



≪プレハブ棟≫



- ・ 2方向による換気を徹底する。(窓・換気扇の使用)
- ・ ソーシャルディスタンスを取るよう足形を設置する。
- ・ 手洗い場は、密にならないように使用する。
- ・ 手洗いの仕方を掲示する。



手洗い場に足形を貼って
隣と接しないように使用(1・2年)



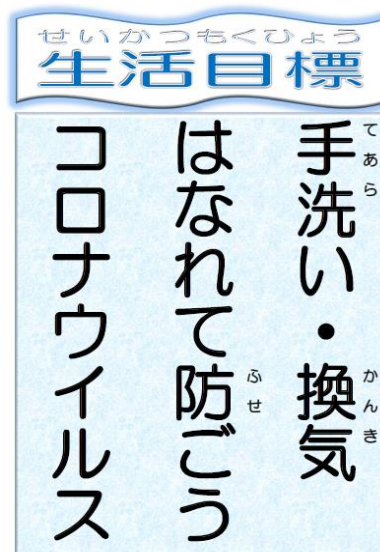
手洗い場の使用後の導線を矢印で表示
(1・2年)

(7) 清掃・消毒作業の徹底

- ・ 教室、電気スイッチ、窓の鍵、水洗ボタン、階段の手すり、教具など、多くの児童の手が頻繁に触れる箇所を中心に、教職員が1日1回は家庭用洗剤等で消毒する。
- ・ 消毒液は、消毒用エタノールまたは、界面活性剤入りで新型コロナウイルスに対する有効性が示されている家庭用洗剤で除菌する。次亜塩素酸ナトリウム消毒液は、嘔吐物の処理や、感染者が発生した場合、保健所や教育委員会の指導を受け、消毒に使用する。
- ・ トイレ掃除は、蔓延防止等重点措置の適用期間が終了するまで、教職員が清掃を行う。

(8) その他

- ・ 下足室には、1クラス5人以内で靴の履き替えを行う。(下足室は学年が集中しないように配当する。)
- ・ 校内の様々な場所に「はなれて ふせごう コロナウイルス」や「一小的やくそく」の掲示を行い視覚的に訴えることで、常にソーシャルディスタンスを意識させる。



2. 児童の学習指導・生活指導面での対策

(1) 新しい生活様式の定着

- ・ 『一小的やくそく～新型コロナウイルスを防ごう～』を児童に提示し、指導・徹底していく。

(2) 登下校時における「密集」「密接」の防止について

① 教職員の支援体制の確立

- ・ 下校時、下足室や校門等で「密集」「密接」を防ぐよう支援体制を組んで、児童を指導する。

② 時差下校の実施

- ・ 下校する際、一人ずつ10～15秒の時間差をつけて下校する。
- ・ 下校時に友だちを待つ場合は、運動場で待つ。

(3) 教室での過ごし方

① 登校後の過ごし方

- ・ 朝登校してきたら、手洗いをしてから教室に入り、ランドセルを棚に入れたり、水筒を机の横にかけたりするなど、朝の準備を行う。
- ・ 健康観察カード、連絡帳、宿題、週予定表、プリントなどは、教職員が回収するか、児童本人に持ってこさせる。ただし、児童が手洗いをした場合は、係の児童が配付したり、後ろの児童にプリントを渡したりしても良い。
- ・ 健康観察カードを確認した際、検温していない場合は教室の体温計で検温する。また、健康状態が記載されていない場合は、本人又は保護者に確認する。

② 授業中の過ごし方

- ・ 友だちと物の貸し借りはしない。どうしても必要な場合は、教職員に相談する。
- ・ グループ学習やペアトークを行う際は、15分以内とし1m以上の距離を取る。
- ・ 図工室や理科室、家庭科室、図書室は座席が向かい合わせのため、当面の間使用せず、教室で授業を行う。なお、図書室は本の貸し借りのみ行う。その際は、図書室に入る前と教室に戻る前に手洗いをを行う。
- ・ 45分授業を基本とするのではなく、他のクラスと休み時間が一緒にならないように、授業の進捗状況に合わせて5分間の休憩時間を取る。
- ・ ゲストティーチャーを招聘して行う授業は、当面の間実施しない。

【 各教科を指導する上での対策 】

	<★★★> 感染症対策を講じても感染リスクが特に高い学習活動	<★★> 感染症体側を講じても感染リスクが高い学習活動		改善策や感染症対策 <★>リスクが低い学習活動へ
共通	●児童が長時間、近距離で行うグループワーク ●近距離で一斉に大きな声で話す活動		⇒	◎一定の距離を保ち、同じ方向を向いて活動する。 ◎声量を落として、静かに話す。静かに聞く。 ◎意見を言う際は、静かに挙手する。 ◎ペアトークやグループ学習をする際は、15分以内で1m以上の距離をとって行う。
理科		●児童が近距離で活動する実験や観察	⇒	◎植物の観察などはできるだけ屋外で行う。 ◎教室で全員が前を向いた状態で、教師が模範実験をしたり、動画や写真などを活用して観察したりして、意見交流を行う。
音楽	●児童が近距離で行う合唱や、リコーダー・鍵盤ハーモニカなど管楽器の演奏		⇒	◎授業前後の手洗いの徹底 ◎打楽器などを使って、発声や呼気を行わない演奏やリズム学習
図工	●児童が近距離で活動する共同制作 ●同じ材料や用具を消毒しない状態で、子ども同士が頻繁に共有するような活動	●児童が近距離で活動する鑑賞 ●グループで一つの作品に近づいて、声を出して意見交流する活動	⇒	◎はさみやのりなどの用具は、個人の物を持参して使用する。 ◎児童の作成した作品画像をプロジェクターや大型テレビに拡大して映し、全員が前を向いた状態で意見交流を行う。

家庭科	●家庭科室で、グループで活動する調理実習	⇒	◎調理の仕方を学習し、家庭で実習を行わせ、実施後にレポート等を提出。
外国語	●児童が近距離でペアやグループになってコミュニケーションをとる活動 ●ハイタッチや名刺交換などの身体的接触	⇒	◎教室内で自由に往来してコミュニケーションをとる活動はひかえ、自席で立ったまま身体的な距離(1m以上)を確保してペアワークする。
体育	●児童が密集する運動 ●サッカーやバスケットボールなどの接触する可能性の高い対人プレー ●隊列を組んだランニング ●近距離で組み合ったり接触したりする運動 ●ペア等で行う準備運動や体づくり運動 ●複数で接触を伴い表現する運動	⇒	◎ランニング等を行う場合は、隊列を組むのではなく、身体的な距離を確保する。 ◎かけ声や競技中の声援などの発声はひかえる。 ◎共用して扱う器具や用具の消毒、授業前後の手洗いの徹底

【音楽科の授業】

- ・ 歌唱指導は、歌詞を音読させたりハミングさせたりする。
- ・ リコーダーや鍵盤ハーモニカによる演奏は行わず、指使いなどを指導する。
- ・ 打楽器の演奏や手拍子、ボディパーカッションなどを使って、発声や呼気を伴わない演奏やリズム学習を行う。ただし、打楽器を他の児童と共用する場合は、使用する前後で必ず手洗いをを行う。
- ・ 様々な曲の鑑賞を行い、曲想と音楽の構造に気づく。
- ・ 音楽を形作っている要素及びそれらに関わる身近な音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて、理解させる。
- ・ 短いフレーズに曲を付けたりするなど、作曲を行わせる。

【体育科の授業】

- ・ 有酸素運動をする際、マスクを外すが基本的にマスクを着用して体育を行う。
- ・ 運動場は基本2クラスの使用、体育館は1クラスの使用で体育を行う。
- ・ サッカーやバスケットボール、ペア等で準備運動をする体づくり運動など、身体接触のある学習活動は行わず、体づくり運動や50m走など児童の運動能力を測定する運動、縄跳び運動、跳び箱、マット運動など、身体接触を行わない活動を行う。

③ 休み時間の過ごし方

- ・ 運動場での「密集」「密接」を防ぐため、学年毎に運動場の使用時間を設定する。
- ・ 朝休みは、当面の間、使用禁止とする。
- ・ 休み時間の過ごし方(校舎内で過ごす際は)、友だちとソーシャルディスタンスをとり、自由帳、読書、友だちとの話、お茶を飲む、トイレ、手洗い、昔遊びなどを行う。
- ・ おにごっこ(身体接触を伴う遊び)は、当面の間、禁止とする。遊具の使用やドッジボール等の遊びは可とする。

④ 放課後の過ごし方

- ・ 放課後の運動場に使用は原則禁止とする。ただし、育成会は除く。

(4) 学校行事について

- ・ 運動会、授業参観、学級懇談会、自然学校、修学旅行、校外学習、社会見学などの活動について、蔓延防止等重点措置適用期間は、中止又は延期する。
- ・ なかよしタイム（縦割り活動）、委員会活動、クラブ活動、地区児童会など、異学年の児童が交流し合う活動は、中止又は延期する。

(5) 給食指導について

- ・ 学校給食を提供する際には、特に手洗いの徹底をはかるとともに、配膳の過程での感染防止に努め、食べる際には机を向かい合わせにしないなど、座席の配置の工夫をして、3つの密を避けるようにする。
- ・ 「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底する。
- ・ 栄養教諭が中心になって作成したDVD「給食の配膳・喫食・返却について」を定期的に視聴させるとともに、担任による学級指導を行い、安全安心に学校給食を提供できるよう指導徹底する。
- ・ 「一小的やくそく（給食当番バージョン）」「一小的やくそく（給食時間）」などを教室に掲示することで、視覚的に児童に理解させる。
- ・ 牛乳パックなど、給食で出たゴミは担任が給食室に持って行く。

いちしょう 一小的やくそく (給食当番バージョン)

準備

①保護者様
保護が悪い人はすぐに先生に告げましょう。
保護が悪い人は当番をしません。

②着替え
白衣・ぼうし・マスクをつけましょう。

③手洗い
石けんをつかって、ていねいに手洗いをしましょう。
(ハッピーバスターの歌を2回歌おう！)
手洗いのあとはきれいなハンカチで手を拭きましょう。
白衣では拭きません！

④給食を運びに行く
先生を先頭に一列にならびましょう。(1メートルのキヨリはとれていますか?)
配膳室にはークラスアップ入ります。
(ほのワラスが中に入る場合は「給食当番待ちソニー」で待ちます)
配膳室に入るときはアルコール消毒をしましょう。
先生から受けた給食を持って、一列にならび教室へもどります。

キがれ どうろ ソーシャルディスタンス

配膳

①給食を入れる
給食は「入」で入れましょう。
こぼらしてはなりません。
給食はできるだけ残らないように入れましょう。

②配膳
給食は順番を待って配りましょう。
(順番→)

片付け

①給食を運ぶに行く
先生を先頭に一列にならびましょう。
給食室(配膳室)まで運ぶにいきます。

②手洗い
片付けが終わったら、石けんをつかって、ていねいに手洗いをしましょう。

①給食室(配膳室)まで運ぶにいきます。

②手洗い
片付けが終わったら、石けんをつかって、ていねいに手洗いをしましょう。

いちしょう 一小的やくそく (給食時間)

準備

①保護者様
保護が悪い人はすぐに先生に告げましょう。

②手洗い
石けんをつかって、ていねいに手洗いをしましょう。
(ハッピーバスターの歌を2回歌おう！)
手洗いのあとはきれいなハンカチで手を拭きましょう。
給食では拭きません！

③持ち物
手洗いが終わった入から自分の机にもどります。
当番が給食をくわけてくれる間は手を洗わないで待ちます。
マスクはまだつけたままです。

片付け

①「ごちそうさま」
マスクをつけたまま「ごちそうさま」をしましょう。
まだ給食がのこっている人はのこしてもかまいません。

②片付け
まど側の入から順番に箸袋・牛乳パックをもって片付けます。のこっている給食はすぐに返します。
片付けが終わった入は机のどしどしから給食を出て、手洗いにいきます。

③手洗い
片付けが終わった入から順番に手洗いにいきます。
石けんをつかってていねいに手洗いをしましょう。

食べる

①「いただきます」
給食の入りは机に出て、「せうしよくひとくちくち」を唱えましょう。
「いただきます」をしたあとにマスクをはずします。
残したマスクはビニール袋や給食袋に入れてから机の平にしまいましょう。

②「いただきます」
給食をへらすことができません。
給食の食べ残しは先生が運んで行くので持ち帰りません。
ぜんぜん食べるのがすくい順のこしてもかまいません。

③手洗い
片付けが終わった入から順番に手洗いにいきます。
石けんをつかってていねいに手洗いをしましょう。

せうしよくひとくちくち 給食配膳マニュアル・返却マニュアル

①給食配膳
給食は「入」で入れましょう。
こぼらしてはなりません。
給食はできるだけ残らないように入れましょう。

②配膳
給食は順番を待って配りましょう。
(順番→)

①給食室(配膳室)まで運ぶにいきます。

②手洗い
片付けが終わったら、石けんをつかって、ていねいに手洗いをしましょう。

片付け

①給食を運ぶに行く
先生を先頭に一列にならびましょう。
給食室(配膳室)まで運ぶにいきます。

②手洗い
片付けが終わったら、石けんをつかって、ていねいに手洗いをしましょう。

①給食室(配膳室)まで運ぶにいきます。

②手洗い
片付けが終わったら、石けんをつかって、ていねいに手洗いをしましょう。

給食配膳マニュアル・返却マニュアル

①給食配膳
給食は「入」で入れましょう。
こぼらしてはなりません。
給食はできるだけ残らないように入れましょう。

②配膳
給食は順番を待って配りましょう。
(順番→)

①給食室(配膳室)まで運ぶにいきます。

②手洗い
片付けが終わったら、石けんをつかって、ていねいに手洗いをしましょう。

片付け

①給食を運ぶに行く
先生を先頭に一列にならびましょう。
給食室(配膳室)まで運ぶにいきます。

②手洗い
片付けが終わったら、石けんをつかって、ていねいに手洗いをしましょう。

①給食室(配膳室)まで運ぶにいきます。

②手洗い
片付けが終わったら、石けんをつかって、ていねいに手洗いをしましょう。

(6) 清掃指導について

- ・ 通常通り清掃活動を行う。石けんで手洗いをして机を運んだり、上拭き雑巾で児童の机、棚、窓などの拭き掃除を行ったりする。
- ・ 床拭きは、雑巾をつけたモップで拭き掃除する。
- ・ トイレ清掃・除菌や教室の除菌は、当面の間、教職員が行う。

(7) マスクの着用について

- ・ 基本的に常時マスクを着用するよう指導する。マスクを忘れていたり、使用できない状態になったら、職員室前に置いてある予備用マスクを児童に渡す。ただし、マスクを忘れた場合は、家庭に連絡等を行い、今後、マスク着用について伝える。
- ・ 温度の上昇により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合はマスクを外すよう指導する。
- ・ 体育館や運動場で体育の学習をする際、有酸素運動をする場合はマスクを外して活動しても良い。その際、ソーシャルディスタンスをとり、声を出さないようにする。

(8) 使用禁止場所について

- ・ プレハブトイレ、北館1階手洗い場、児童ホール、南館東階段、南館4階（手洗い場、トイレを含む）、体育館トイレを使用しない。

(9) 保護者の皆さん・地域の皆さんの学校施設の制限について

- ・ 当面の間、学校施設内に入ることを自粛していただく。
- ・ 蔓延防止等重点措置の適用期間が終了するまで、図書ボランティアやグリーンボランティア、ベルマークボランティア、学校応援団、一っこ遊ぼう会、一小寺子屋などの活動を自粛していただく。
- ・ 職員室や事務室に用事がある場合や体調不良等の児童を迎えに保健室へ来室することは可能とする。
- ・ 運動場や中庭、下足室の外で児童を見送ったり待っていただいたりすることは可能とする。